

# 犯罪被害者等に関する市営住宅目的外使用許可事務取扱要領

平成30年1月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等へ市営住宅の目的外使用を一時的に許可するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者やその家族又は遺族のことをいう。

(対象要件)

第3条 目的外使用によって入居を認められる犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防府市営住宅設置及び管理条例（以下「条例」という。）第6条第1項第5号に規定する住宅困窮要件に該当する者であること。なお、住宅困窮要件以外の入居要件を満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情があるものに限る。
- (2) 犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者であること。

ア 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった者

例) ・殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合

・身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合

・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

(ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住すること

ができなくなった者

例) ・放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合

(イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

例) ・詐欺等により住宅が奪われた場合

(ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

例) ・凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆるPTSDとなった場合

(エ) ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

(オ) 現在居住している住宅では再被害に遭うおそれが高いために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

例) ・性犯罪、ストーカー被害、恐喝等、再被害に遭うおそれが高い犯罪被害者の場合

(3) 条例第6条第1項第6号に該当する者であること

(入居申込)

第4条 犯罪被害者等からの入居申込は、次によるものとする。

(1) 入居の申込みをしようとする犯罪被害者等は、市営住宅入居申込書(防府市営住宅設置及び管理条例施行規則第2条第1号様式)、被害状況等申告書(第1号様式)及び別表に掲げる書類又はそれに準ずるものを市長に提出しなければならない。

ただし、市営住宅入居に関する回答書(第3号様式)を除く。

(2) 市長は、本人からの同意書を兼ねた被害状況等申告書(第1号様式)をもって県警察本部警務部警察県民課長(第2号様式)(ストーカー被害に該当する者については、県警察本部人身安全対策課長(第2号様式の2))に照会を行い、市営住宅入居に関する回答書(第3号様式)

式)を得るものとする。

(目的外使用の対象住宅)

第5条 目的外使用の対象とする住宅は、入居予定者のいない空家（公募停止を含む）があり、犯罪被害者等を入居させても、本来入居対象者の入居を阻害せず、市営住宅の適性かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、市長が決定する。

(入居条件)

第6条 犯罪被害者等の目的外使用による市営住宅への入居要件は次の各号による。

- (1) 入居承認期間は、原則1年を超えない期間として、市長が必要と認める期間とする。ただし、市長が、やむを得ない事情があると認め、かつ家賃滞納がない場合は、承認期間を更新することができる。
- (2) 家賃は、条例第14条の規定により徴収する。ただし、市長は、犯罪被害者等の状況を勘案し、条例第16条の規定による家賃の減免又は徴収猶予を行うことができる。
- (3) 条例第11条第1項第1号の規定による請書への連帯保証人の連署は、犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、特別の事情があると認められる場合、猶予することができるものとする。ただし、入居後に連帯保証人を立てるよう指導することとする。
- (4) 条例第18条の規定による敷金は、原則として納付を求めないこととするが、入居期間が6か月を超えるときは、当該時点における家賃の3か月分相当額の敷金の納付を求めることができる。
- (5) 入居時における住民票の提出については、犯罪被害者等に係る実情に鑑み、提出を猶予することができるものとする。
- (6) 第1号、第4号及び第5号の規定を除き、条例の規定を適用する。

(目的外使用の報告)

第7条 犯罪被害者等の目的外使用による市営住宅の入居を承認したときは、目的外使用させたときから1か月以内に、中国地方整備局に事後報告（第4号様式）することをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定する承認があ

ったものとして取扱うことができる。ただし、市営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲とする。

(住宅の明渡しの請求)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めることができる。

- (1) 本要領その他関係法令に違反したとき
- (2) 許可条件を遵守しないとき
- (3) 住宅を故意に毀損させたとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が住宅の管理上必要があると認めるとき

(住宅の返還)

第9条 目的外使用の許可を受けた対象者は、当該住宅から退去をするときは、防府市営住宅設置及び管理条例施行規則第20条の規定による明渡届により、5日前までに市長にその旨を届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

区 分	提出書類
第3条 (2)ア 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者	
例)・殺人、業務上過失致死等により勤労者が死亡した場合	死亡診断書の写し
例)・身体を害されたため転職を余儀なくされた場合	離職証明書の写し
例)・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合	廃業証明書の写し
第3条 (2)イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者	
(ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 例)・放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合	現地写真
(イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 例)・詐欺等により住宅が奪われた場合	建物謄本の写し
(ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 例)・凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪、著しいストーカー被害によりいわゆるPTSDとなった場合	医師の診断書
(エ) ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等により、身の安全、住居等の平穏若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者	市営住宅入居に関する回答書 (第3号様式)
(オ) 現在居住している住宅では再被害に遭うおそれが高いために当該住宅に居住し続けることが困難となった者 例)・性犯罪、ストーカー被害、恐喝等、再被害に遭うおそれが高い犯罪被害者の場合	市営住宅入居に関する回答書 (第3号様式)

※ 市営住宅入居に関する回答書(第3号様式)は全ての事例で必要となる。

※ 例示した事例以外の事例の提出書類は、当該事例を客観的に証明する書類とする。

被害状況等申告書

防府市長 様

私は、犯罪被害者として防府市営住宅の入居申込みを行うに当たり、被害の状況について以下のとおり申告します。

なお、申告した内容について、必要に応じて警察又は検察庁に事件の処理状況を照会することについて同意します。

年 月 日

入居申込者 住所  
氏名  
生年月日 年 月 日  
電話番号

記

被害者	入居申込者との関係	本人・本人以外(具体的に: ※本人の場合は以下の被害者欄(住所・氏名・生年月日)は記入不要)
	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
被害を受けた日時		年 月 日 時
被害の場所		
被害の場所概要(警察当局への被害届等の内容に準じて詳細を記入)		
相談を行った警察署及び相談年月日		警察署 年 月 日
被害届や告訴状を提出した警察署及び届出日		警察署 年 月 日(受理番号 )
犯罪被害者等の市営住宅優先入居の要件に該当する理由 (右の1又は2のいずれかに○をし、それを客観的に証明する書類(診断書、証明書等)を添付すること。)		1 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

備考

- 1 新聞記事の写し等上記被害の事実が確認できるものがあれば、添付すること。
- 2 交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書の写しを添付すること。

第2号様式（第4条関係）

防 建 第 号  
年（ 年） 月 日

山口県警察本部警務部警察県民課長 様

防府市長 ⑩

犯罪被害者等防府市営住宅入居に関する確認について(照会)

下記の防府市営住宅入居申込者について、別添様式により御回答くださるようお願いいたします。

No.	(フリガナ)	生年月日	性別	住 所
	犯罪被害者等氏名			

防府市建築課住宅係  
電話 0835-25-2178

第2号様式の2（第4条関係）

防 建 第 号  
年（ 年） 月 日

山口県警察本部人身安全対策課長 様

防府市長 ⑩

犯罪被害者等防府市営住宅入居に関する確認について(照会)

下記の防府市営住宅入居申込者について、別添様式により御回答くださるようお願いします。

No.	(フリガナ)	生年月日	性別	住 所
	犯罪被害者等氏名			

防府市建築課住宅係  
電話 0835-25-2178



防 建 第 号  
年( 年) 月 日

防府市長 様

山口県警察本部警務部警察県民課長 ㊟

防府市営住宅入居に関する回答書

年 月 日付け(防建第 号)により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

犯罪被害者等氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
回答内容			
相談又は被害申告を行った警察署	警察署	相談年月日	年 月 日
被 害 届	受理 ・ 未受理	相談年月日	年 月 日
告 訴 状	受理 ・ 未受理	受理年月日	年 月 日
交 通 事 故 届	有 ・ 無	受理年月日	年 月 日
○被害状況等申告書に記載の内容			
<input type="checkbox"/> 1 相違ありません。			
<input type="checkbox"/> 2 その他 ( <input type="checkbox"/> (一部)相違します。 <input type="checkbox"/> 追加事項があります。 )			
(内容)			
(特記事項)			

第4号様式(第7条関係)

防 建 第 号  
年( 年) 月 日

中国地方整備局長殿

防府市長

印

犯罪被害者等のための公営住宅の目的外使用の報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

公営住宅の目的外使用						
団地名	所在地	戸数	開始年月日	使用期間	使用料	備考